

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【会社名】	株式会社ネクソン
【英訳名】	NEXON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 オーウェン・マホニー
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号
【電話番号】	03(6629)5318(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役最高財務責任者 植村 士朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号
【電話番号】	03(6629)5318(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役最高財務責任者 植村 士朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)	
その他の者に対する割当	2,170,361,292円
(2年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(3年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(4年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(5年次プットオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,150,291,085円
(2年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(3年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(4年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円
(5年次コールオプション新株予約権)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	3,210,497,224円

(注) 1. 株式の発行における出資の目的及び新株予約権の行使に際してする出資の目的はいずれも金銭以外の財産であり、株式の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項又は第17条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を記載しております。なお、かかる資本金等増加限度額は、当該財産が当社に給付される日の価額によるため、

株式の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書の提出時における見込額であります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年8月9日に、四半期報告書(事業年度第18期第2四半期 自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2019年8月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月27日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)に関して、本有価証券届出書提出日現在までに補完すべき情報はありません。

なお、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された将来等に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

<後略>

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月27日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)に関して、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在までに補完すべき情報はありません。

なお、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載された将来等に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

<後略>